

4 小学校統合校及び芝園中学校設計・建設・維持管理事業

事業契約書（案）

及び

3 小学校統合校設計・建設・維持管理事業

事業契約書（案）

1 **4 小学校統合校及び芝園中学校設計・建設・維持管理事業に関する事業契約書（案）**

- 2
- 3 1 事業名 4 小学校統合校及び芝園中学校統合校設計・建設・維持管理事業
- 4 2 事業場所 富山県富山市芝園町三丁目1番26号
- 5 3 事業期間 平成18年【3】月【〇〇】日～平成【35】年【3】月【31】日
- 6 (部分引渡予定日 平成【20】年【1】月【31】日)
- 7 (最終引渡予定日 平成【20】年【3】月【31】日)
- 8 4 契約代金額 円【〇〇〇〇】-
- 9 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円【〇〇〇〇】-)
- 10 (ただし、その内訳金額は別紙 1 に記載するところによる。)
- 11 5 契約保証金 第10条に定める履行保証保険契約又は保証契約の締結を条件として免除
- 12 する。
- 13

14 上記の事業について、市と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添

15 富山市義務教育施設に係る設計・建設・維持管理事業標準事業契約約款の条項による公正

16 な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

17 本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

18

19 平成18年【3】月【〇〇】日

20

21

22 富山市

23

24 市長

25 氏名 【〇〇〇〇】

26

27

28 事業者

29

30 住所 【〇〇〇〇〇〇〇〇】

31 氏名 【〇〇〇〇〇〇】

32

1 **3 小学校統合校設計・建設・維持管理事業に関する事業契約書（案）**

2
3 1 事業名 3 小学校統合校設計・建設・維持管理事業

4 2 事業場所 富山県富山市五番町4番35号

5 3 事業期間 平成18年【3】月【〇〇】日～平成【35】年【3】月【31】日

6 (部分引渡予定日 平成【19】年【12】月【31】日)

7 (最終引渡予定日 平成【20】年【2】月【29】日)

8 4 契約代金額 円【〇〇〇〇】-

9 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円【〇〇〇〇】-)

10 (ただし、その内訳金額は別紙 1 に記載するところによる。)

11 5 契約保証金 第10条に定める履行保証保険契約又は保証契約の締結を条件として免除
12 する。

13
14 上記の事業について、市と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添
15 富山市義務教育施設に係る設計・建設・維持管理事業 標準事業契約約款の条項による公正
16 な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

17 本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

18
19 平成18年【3】月【〇〇】日

20
21
22 富山市

23
24 市長

25 氏名 【〇〇〇〇】

26
27
28 事業者

29
30 住所 【〇〇〇〇〇〇〇〇】

31 氏名 【〇〇〇〇〇〇】

32

富山市義務教育施設に係る設計・建設・維持管理事業

標準事業契約約款（案）

目次

第1章	総則	1
第2章	本事業の実施に関する事項	2
第3章	本施設の整備に関する事項	10
第1節	調査	10
第2節	設計	12
第3節	建設	14
第4節	工事監理	16
第5節	本施設の完成及び引渡し	17
第4章	本施設の維持管理に関する事項	18
第1節	維持管理業務	18
第5章	業績等の監視に関する事項	21
第1節	最終引渡日までの業績等の監視	21
第2節	部分引渡日以降の業績等の監視	22
第6章	サービス購入料の支払に関する事項	22
第7章	契約の解除及び終了に関する事項	24
第1節	解除及び契約の終了	24
第2節	部分引渡しまでの事由による解除の効力	27
第3節	部分引渡し以降最終引渡しまでの事由による契約解除の効力	29
第4節	最終引渡し後の事由による契約解除の効力	31
第8章	表明保証及び誓約	33
第9章	雑則	34
	附則	34
別紙 1	契約金額の内訳	36
別紙 2	用語の定義	37
別紙 3	事業者等が付す保険等	43
別紙 4	不可抗力による費用分担	44
1.	不可抗力の定義	44
2.	不可抗力による損失及び損害の範囲	44
3.	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	44
別紙 5	設計業務における提出書類等	46
別紙 6	建設業務における提出書類	47
別紙 7	業績等の監視及び改善要求措置要領	48
別紙 8	サービス購入料の算定及び支払方法	49
別紙 9	出資者誓約書の様式	50

1 第1章 総則

2 第1条 (契約の目的)

3 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、事業契約書に記載する事業（以下「本事業」
4 という。）を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

5 第2条 (事業の趣旨の尊重)

6 1 事業者及び本事業の実施に携わる民間事業者は、本市が、人・物・空間・自然が一体と
7 して機能する学校を志向するとともに、社会の変革に対応できる「ゆとり」と「潤い」のあ
8 る学校の整備を目指していることを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨
9 を尊重するものとする。

10 2 市は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と
11 創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理
12 解し、その趣旨を尊重するものとする。

13 第3条 (用語等の解釈)

14 1 本契約において用いられる用語の意義は、別紙 2に記載する用語の定義に定めるとこ
15 ろによるものとする。

16 2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に
17 影響を与えないものとする。

18 第4条 (秘密の保持)

19 市又は事業者は、本契約の締結過程及び履行過程で知り得た市又は事業者の秘密に属す
20 る事項及び情報を、相手方、相手方の代理人、事業者の株主及び選定企業以外の第三者に
21 漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、事業者が本事業に
22 関する資金調達に必要として開示する場合及び市又は事業者が司法手続又は法令に基づき
23 開示する場合はこの限りではない。

24 第5条 (共通事項)

25 1 本契約の履行に関して市及び事業者間で用いる言語は、日本語とする。

26 2 本契約に基づく金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

27 3 本契約の履行に関して市及び事業者間で用いる計量単位は、入札説明書等、事業契約書
28 等、要求水準書及び事業計画書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第
29 51号）に定めるものとする。

30 4 本契約の履行に関する期間の定めについては、入札説明書等、事業契約書等、要求水準
31 書及び事業計画書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び
32 商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

33 5 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

34 6 本契約に関する紛争又は訴訟については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と
35 する。

1 7 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承認、
2 解除及び指示は、書面により行わなければならない。

3 第2章 本事業の実施に関する事項

4 第6条 (本契約の期間)

5 本契約は、締結日からその効力を生じ、平成【35】年【3】月【31】日に終了する
6 ものとする。なお、この期間を本契約の事業期間とする。

7 第7条 (本事業の概要)

- 8 1 本事業は、事業契約書等に定める調査業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、本施
9 設の引渡し、維持管理業務及びこれらの業務の実施にかかる資金調達とこれらに付随し、
10 関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、事業者は本事業に関連のない事
11 業を行ってはならない。
12 2 本施設は、市が事業者から引渡しを受けるものとする。
13 3 本事業は、事業契約書等、要求水準書及び事業計画書に従い、事業者が適正かつ確実に
14 実施するものとし、市は事業契約書等の定めるところにより事業者による本事業の適正か
15 かつ確実な実施を確保するための措置を執るものとする。
16 4 事業者は、事業契約書等に定める本事業の実施に関する各業務を、本契約の期間内に完
17 了するものとする。

18 第8条 (事業者に対する支払い)

- 19 1 市は、本契約の定めるところによりサービス購入料を事業者に支払う。
20 2 市は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令の範囲内において対
21 当額で相殺することができるものとする。

22 第9条 (遅延利息)

- 23 1 市は、本契約に基づいて行うべき支払いを遅延した場合には、未払額につき遅延日数に
24 応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基
25 づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して定める率で計算した額の遅延利息を事業者
26 に支払わなければならない。
27 2 事業者が本契約に基づいて行うべき市への支払いを遅延した場合には、未払額につき遅
28 延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第
29 29条に基づき財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率で計算した額の
30 遅延利息を市に支払わなければならない。

31 第10条 (履行保証)

- 32 1 事業者は、建設工事費等に相当する金額の100分の10以上に相当する額を保険金額
33 とし、市を被保険者、保険期間を本契約締結時から本施設の最終引渡日までとする履行保
34 証保険契約を締結し、本契約の締結後速やかにその履行保証保険に係る保険証券を市に寄
35 託しなければならない。

- 1 2 事業者は、前項の代わりに、設計会社及び建設会社並びに工事監理会社をして、事業者
2 が被保険者となる履行保証保険契約を締結させる場合は、その締結と同時に当該保険金請
3 求権に、第77条第1項及び第2項による違約金支払債務及び損害賠償金支払債務を被担
4 保債務とする質権を市のために設定せしめるものとする。なお、その質権の設定費用は事
5 業者の負担とする。
- 6 3 事業者は、第1項の代わりに、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
7 (昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業
8 に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下、金
9 融機関等という。)との間において、建設工事費等に相当する金額の100分の10以上
10 に相当する額を保証金額とし、市を名宛人、保証期間を本契約締結時から本施設の最終引
11 渡日までとする保証契約を締結し、当該契約に基づく保証書を市へ寄託することができる。
- 12 4 事業者は、前項の代わりに、設計会社及び建設会社並びに工事監理会社をして、事業者
13 を名宛人とする保証契約を締結させる場合は、その締結と同時に当該契約に基づく保証債
14 務履行請求権に、第77条第1項及び第2項による違約金支払債務及び損害賠償金支払債
15 務を被担保債務とする質権を市のために設定せしめるものとする。なお、その質権の設定
16 費用は事業者の負担とする。
- 17 5 前各項に定める履行保証保険契約又は金融機関等との間の保証契約に係るその他の条件
18 については別紙 3に記載する事業者等が付す保険等に定めるものとする。

19 **第11条 (規定の適用関係)**

- 20 1 本事業の実施により市と事業者の間において生じる権利又は義務については、本契約の
21 規定が適用されるものとする。
- 22 2 入札説明書等、事業契約書等、要求水準書及び事業計画書の記載内容に矛盾又は相違が
23 ある場合は、事業契約書等、要求水準書、入札説明書等、事業計画書の順に優先して適用
24 されるものとする。
- 25 3 事業契約書等の書類間で疑義が生じた場合は、市及び事業者の間において協議の上、か
26 かる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 27 4 事業計画書と要求水準書の内容に差異がある場合は、事業計画書に記載された提案内容
28 が要求水準書に記載された要求水準を上回るときに限り、事業計画書が優先して適用され
29 るものとする。

30 **第12条 (責任の負担)**

- 31 1 事業者は、事業契約書等に特別の定めがある場合を除き、本事業を実施するために必要
32 な一切の手段を自らの責任において定め、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとす
33 る。
- 34 2 市は、本契約の定めるところにより市が確認、通知をすることとされている事項につい
35 て、当該確認、通知を行ったことを理由とする、本事業の実施に係る責任については、こ
36 れを負担しないものとする。

37 **第13条 (選定企業の使用等)**

- 1 1 事業者は、事業契約書等に定める業務の全部又は一部を選定企業に委託し、又は請け負
2 わせることができるものとする。この場合において、事業者は選定企業に委託又は請け負
3 わせる契約において、選定企業に対して、事業契約等に基づき事業者が負担するのと同様
4 の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 5 2 事業者は、事業契約書等に定める設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理業務
6 の全部又は一部を選定企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 7 3 事業者は、第1項の定めるところにより事業契約書等に定める各業務を選定企業に委託
8 し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の1
9 4日前までに、市に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面
10 により通知するとともに、当該契約書を提示し、市の確認を得なければならない。また、
11 当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 12 4 事業者は、前項に定めるところにより市の確認を受けた選定企業の使用に関する一切の
13 責任を負うものとし、選定企業の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問
14 わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 15 5 事業者は、前項に定める場合のほか、選定企業の責めに帰すべき事由によるものである
16 かを問わず、選定企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に
17 定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

18 第14条 (選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

- 19 1 事業者は、設計会社又は工事監理会社が事業者から受託又は請負った本契約に定め
20 る設計業務又は工事監理業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなら
21 ない。
- 22 2 事業者は、建設会社が事業者から受託又は請負った建設業法（昭和24年法律第100
23 号）の適用対象となる本施設の工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立
24 してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせよう
25 する場合にあっては、同法第22条第3項に定める承諾を行ってはならない。
- 26 3 事業者は、維持管理会社が事業者から受託又は請負った維持管理業務の全部又は主体的
27 部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

28 第15条 (事業者の資金調達等)

- 29 1 本事業の実施に関する一切の費用は、事業契約書等で別に定める場合を除き、すべて事
30 業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任
31 において行うものとする。
- 32 2 市は、事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることが
33 できる可能性があり、事業者から市に対して支援の要請があった場合には、その支援を事業
34 者が受けることができるよう、可能な限りその協力を行うものとする。

35 第16条 (財務書類の提出)

- 36 1 事業者は、本契約記載の事業期間中の各事業年度最終日より3ヶ月以内に、公認会計士
37 又は監査法人による監査を受けた商法第281条第1項に掲げる財務書類及び年間業務報

- 1 告書を市に提出しなければならない。なお、市は当該監査済み財務書類及び年間業務報告
2 書を公開することができるものとする。
- 3 2 事業者は、本契約記載の事業期間の終了に至るまで、半期に係る財務書類を作成し、作
4 成後速やかに市に提出するものとする。また、市が要求したときは、事業者は遅滞なく、
5 その財務状況を市に対して報告しなければならない。
- 6 3 事業者は、事業契約の終了又は解除に伴い自らの株主総会において解散を決議したとき
7 は、代表取締役をして、遅滞なく市に対してその旨を通知し、解散時の財産目録及び貸借
8 対照表並びに解散事業年度の確定申告書の写しを市に提出しなければならない。解散を決
9 議する場合には事前に市の書面による承諾を必要とする。

10 第17条 (保険加入義務)

- 11 1 事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業に関して、別紙 3に記載されている
12 条件の保険を付さなければならない。
- 13 2 事業者は、前項の規定により保険を付したときは、その証券又はこれに代わるものを、
14 直ちに市に提示し、原本証明付き写しを交付しなければならない。

15 第18条 (公租公課の負担)

- 16 1 事業者は、第2項に定める場合を除き、事業契約書等及びこれに基づき締結される合意
17 に関連して生じる租税のすべてを負担する。
- 18 2 市は、本契約の定めるところにより事業者に支払うサービス購入料に係る消費税及び地
19 方消費税を支払うものとする。
- 20 3 市は、本契約に関連して生じるすべての租税について、本契約に特別の定めがある場合
21 を除き負担しない。

22 第19条 (許認可の取得等)

- 23 1 事業契約書等に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、事業者が自ら
24 の責任及び費用負担により取得するものとする。また、事業者が事業契約書等に基づく義
25 務を履行するために必要となる一切の届出は、事業者がその責任において作成し、提出す
26 るものとする。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要
27 な措置を講ずるものとし、当該措置について事業者の協力を求めた場合には、事業者はこ
28 れに応じるものとする。
- 29 2 事業者は、前項ただし書きに定める場合を除き、本事業の履行に必要な許認可の取得・
30 維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。)を
31 負担するものとし、その遅延が市の責に帰すべき事由による場合には、市がその責任及
32 び損害を負担するものとする。なお、増加費用の範囲及び金額については、市及び事業者
33 の間で協議するものとする。
- 34 3 市は、事業者が市に対して書面により要請した場合、事業者による許認可の取得につい
35 て、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 36 4 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したもの
37 ついては、その写しを保存するものとし、本事業の終了時に市に提出するものとする。

1 5 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原
2 本を提示し、又は原本証明付き写しを市に提出するものとする。

3 第20条 (関連業務の調整)

4 1 事業者は、市が別途調達又は再利用する備品に関して、本施設への搬入作業等が、事業
5 者による業務実施に密接に関連する場合、当該作業等の円滑な実施に協力し、必要な調整
6 を行うものとする。

7 2 事業者は、前項に定める作業等の他、本契約の期間中において、市の実施する業務等が、
8 事業者による業務実施に密接に関連する場合、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な
9 調整を行うものとする。

10 3 事業者は、前各項における関連業務が実施される場合、関連業務を実施する第三者及び
11 その使用人に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者による調整が不相当と認めら
12 れる場合はこの限りではない。

13 第21条 (法令変更による措置)

14 1 事業者は、本契約の締結後において、法令の変更又は新設により、本事業の実施に関し
15 て増加費用の発生が予想される場合にあっては、これらの費用の増加が最小限となるよう
16 に本事業を実施しなければならない。

17 2 市は、前項によっても、なお事業者に増加費用が発生し、増加費用発生の防止手段を合
18 理的に期待できないと認める場合で、かつ、市の施設や義務教育施設等に限定して法令が
19 変更される場合又はPFI事業に関して法令が変更される場合には、その費用を負担するも
20 のとし、当該費用の金額及び支払方法については市及び事業者の協議により定めるものと
21 する。ただし、市が過分の費用を負担する場合は、第76条に基づき第84条、第87条又は
22 は第90条に規定する措置をとることができるものとする。

23 3 本契約の締結後において、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置された
24 ことにより、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税の追加的な費
25 用負担が発生した場合は、以下の各号に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消
26 費税の税率変更により追加的な費用の負担が発生した場合は、以下の各号にかかわらず、
27 変更後の税率に基づくサービス購入料に係る消費税及び地方消費税を事業者に支払うこと
28 により、市が当該費用を負担する。

29 一 本事業の内容如何にかかわらず、すべての者に影響する税制の変更又は新設の場合は、
30 当該増加費用のすべてを事業者が負担する。ただし、本事業の事業遂行上重大な支障が
31 あると認められる場合には、市及び事業者と当該増加費用の負担について協議するもの
32 とする。

33 二 本事業又は市が所有する文教施設等の建設、維持管理に特別に又は典型的に影響を及
34 ぼす税制が変更又は新設された場合は、当該増加費用のすべてを市が負担する。

35 4 市又は事業者が、法令の変更若しくは新設又は既存の租税についての税率が変更された
36 ことにより、サービス購入料の減額が可能であると認めたときは、第39条、第62条及び
37 第63条の規定にかかわらず、市又は事業者は相手方に書面によりサービス購入料の減額
38 方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。

1 5 前項の市と事業者との間における協議が整わない場合は、市が合理的な変更案を定める
2 ものとし、事業者はこれに従わなければならない。

3 **第22条 (不可抗力による措置)**

4 1 市及び事業者は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなく
5 なったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければなら
6 ない。この場合において、通知を行った者は、通知を發した日以降、本契約に基づく履
7 行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は不可抗
8 力により相手方に發生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

9 2 市及び事業者は、前項に定める通知を發した日以後、直ちに本事業の継続の可否につい
10 て協議するものとし、本事業の継続に関して増加費用の發生又は引渡日の遅延が予想され
11 る場合にあつては、事業者が当該増加費用の額又は遅延期間を最小限とするような対策を
12 検討し、その対策の合理性について市と協議しなければならない。

13 3 市及び事業者は、前項の協議の結果をふまえ、本契約の締結後における不可抗力により
14 生じる合理的な追加費用及び損害額を別紙 4 に記載する不可抗力による費用分担に定め
15 る方法により負担する。また、引渡日の遅延が見込まれる場合は、市及び事業者の協議に
16 より、引渡日を変更できるものとする。ただし、本事業の継続に過分の費用を要する場合
17 は、市及び事業者の協議により、第 76 条に基づき第 84 条、第 87 条又は第 90 条に規定す
18 る措置をとることができるものとする。

19 **第23条 (サービス購入料内訳書及び事業工程表)**

20 1 事業者は、本契約の締結後【14日】(閉庁日を含む)以内に入札説明書等、事業契約
21 書等及び事業計画書に基づき、サービス購入料の内訳書を作成し、市に提出し、市の了解
22 を得なければならない。

23 2 事業者は、本契約の締結後【14日】(閉庁日を含む)以内に入札説明書等、事業契約
24 書等及び事業者に基づき、本契約の締結日から契約の期間の終了日までの事業工程表を作
25 成し、市に提出し、市の了解を得なければならない。

26 3 事業者は、本事業を事業工程表に従い実施するものとし、事業工程表において本施設の
27 引渡日を確定させるものとする。ただし、事業契約書に記載する引渡予定日を超えないも
28 のとする。

29 4 事業者は、前項に定める事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正
30 に行わなければならない。

31 **第24条 (権利義務の譲渡等)**

32 1 事業者は、あらかじめ市の承認を得た場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務を
33 第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他一切の処分(他の法人との合併
34 を含む。)を行ってはならない。

35 2 事業者は、本施設について、抵当権、担保権の設定その他一切の権利の処分を行っては
36 ならない。

1 3 事業者は、あらかじめ市の承認を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはな
2 らない。ただし、事業者の株主であって、市に附則第1条に定める出資者誓約書を提出し
3 ているものについては、この限りではない。

4 4 事業者は、あらかじめ市の承認を得た場合を除き、選定企業を変更してはならない。

5 5 市は、第3項及び第4項に定める承認に際し、事業者の経営若しくは本事業の安定性を
6 著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認めら
7 れる場合等合理的な理由がある場合を除き、当該承認の留保又は遅延をしないものとする。

8 6 市は、選定企業又は下請人が事業者の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又
9 は本事業に関与することが適当でない者となった場合には、事業者に当該者との契約を解
10 除するように求めることができる。

11 第25条 (成果物及び本施設の利用及び著作権)

12 1 市は、基本設計書及び実施設計書その他本契約に関して要求水準書及び市の要求に基づ
13 き作成される一切の書類、図画、写真、映像等（以下成果物という。）並びに本施設につ
14 いて、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限
15 は、本契約の終了後も存続するものとする。

16 2 前項の成果物及び本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に
17 定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属
18 は、同法の定めるところによる。

19 3 事業者は、市が、成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることが
20 できるようにしなければならず、自ら又は著作権者（市を除く。）をして、著作権法第1
21 9条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。

22 一 著作権名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表若しく
23 は広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。

24 二 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

25 三 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で市、市の委託する第三者を
26 して複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

27 四 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

28 五 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。

29 4 事業者は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、
30 又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

31 5 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただ
32 し、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

33 一 成果物及び本施設の内容を公表すること。

34 二 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

35 三 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

36 第26条 (著作権等の保証)

37 1 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、著作権等を侵害するものではないこと
38 を市に対して保証する。

1 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害した場
2 合、その第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

3 **第27条 (特許権等の使用)**

4 事業者は、本事業の実施にあたり、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法、
5 業務仕様等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

6 **第28条 (用地の確保等)**

7 1 市は、事業契約書に記載された事業場所である用地を事業者が本事業の実施上必要とす
8 る日までに確保しなければならない。

9 2 事業者は、本施設の引渡日までの間において、自己又は選定企業若しくは本契約に別途
10 定めるところにより使用する第三者をして、本事業を実施する上で必要とする範囲につき、
11 用地を無償で使用させることができる。

12 3 事業者は、確保された用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

13 **第29条 (監視職員)**

14 1 市は、その裁量により監視職員を置くことができる。市が監視職員を置いたときは、そ
15 の日から【14日】(閉庁日を含む。)以内に、その氏名を事業者に通知するものとする。
16 また、監視職員を変更したときも変更した日から【14日】(閉庁日を含まない。)以内
17 にその氏名を事業者に通知するものとする。

18 2 監視職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく市の権限とされる事項
19 のうち、市が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。

20 一 本事業の適正かつ確実な実施についての事業者又は事業者の代理人に対する請求、通
21 知、確認、承認又は協議

22 二 事業者により提供される要求水準の達成状況の監視

23 三 本契約の義務履行に係る本事業の実施状況の監視

24 四 事業者の財務状況及び選定企業との契約内容の監視

25 五 事業者が作成及び提出した資料の確認

26 3 市は、2名以上の監視職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの
27 監視職員の有する権限の内容を、監視職員に本契約に基づく市の権限の一部を委任したと
28 きにあつては当該委任した権限の内容を、事業者に通知するものとする。

29 4 第2項の規定に基づく監視職員の請求、通知、確認又は承認は、原則として、書面によ
30 り行わなければならない。

31 5 市が監視職員を置いたときは、本契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承認、
32 解除及び指示は、監視職員を経由して行うものとする。この場合においては、監視職員に
33 到達した日をもって市に到達したものとみなす。

34 6 市が監視職員を置かないときは、本契約に定める監視職員の権限は、市に帰属する。

35 **第30条 (事業者の総括代理人)**

36 1 事業者は、その裁量により総括代理人を置くことができる。事業者が総括代理人を置い
37 たときは、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。また、総括代理人
38 を変更したときも同様とする。

1 2 総括代理人は、本契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うものとし、次の各号に
2 掲げる権限を除く、本契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができるものとする。
3

- 4 一 契約金額の変更
- 5 二 契約金額の請求及び受領
- 6 三 第31条第1項の請求の受理
- 7 四 第31条第2項の決定及び通知
- 8 五 契約の解除に係る権限

9 3 事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に委任せず自
10 ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければ
11 ならない。

12 4 事業者が総括代理人を置かないときは、本契約に定める総括代理人の権限は、事業者に
13 帰属するものとする。

14 第31条 (総括代理人等に関する措置請求)

15 1 市又は監視職員は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施
16 を確保するために著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示し
17 た書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

18 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、
19 請求を受けた日から【10日】(閉庁日を含まない。)以内にその結果を市へ通知しな
20 ければならない。

21 3 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者
22 に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ
23 ができる。

24 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、
25 請求を受けた日から【10日】(閉庁日を含まない。)以内にその結果を事業者へ通知し
26 なければならない。
27

28 第32条 (説明及び報告義務)

29 事業者は、本契約に定めがある場合、又は市の請求があるときは、事業者及び選定企業
30 が実施する業務の実施状況又は本契約の履行状況について、市に説明及び報告しな
31 なければならない。

32 第3章 本施設の整備に関する事項

33 第1節 調査

34 第33条 (調査業務)

35 1 事業者は、必要に応じて、事業契約書に記載された事業場所における測量、地盤調査そ
36 の他の関係する調査を実施することができる。

- 1 2 事業者は、前項に定める調査を実施する場合は、調査に着手する前に調査計画書を作成
2 し、市に提出して確認を得なければならない。
- 3 3 第1項に定める調査業務又は調査結果に係る一切の責任及び費用は、事業者がそれを負
4 担するものとする。
- 5 4 事業者は、第1項の調査を実施した結果、第34条第1項に定める貸与資料の内容と相
6 違する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければなら
7 ない。
- 8 5 前項の場合において、市及び事業者は、その対応について協議するものとする。事業者
9 が調査した結果新たな事情が判明した場合、その対策費については、第34条第1項に定
10 める貸与資料から合理的に推測できる事情によるものを除き、市が負担するものとし、当
11 該費用の金額及び支払方法については市及び事業者の協議により定めるものとする。ただ
12 し、市が過分の費用を負担する場合は、第76条に基づき第84条、第87条又は第90条に
13 規定する措置をとることができるものとする。
- 14 6 事業者は、第1項に定める調査を終了したときは、調査報告書を作成し、市に提出しな
15 ければならない。
- 16 7 事業者は、第1項に定める調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を
17 負担する。

18 **第34条 (関係資料の貸与)**

- 19 1 市は、事業者が実施する調査業務について、貸与資料を事業者に貸与するものとする。
- 20 2 貸与資料の利用にかかる一切の責任は、事業者が負担するものとする。
- 21 3 事業者は貸与資料を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当該貸与資料の内
22 容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、そ
23 の確認を求めなければならない。
- 24 4 前項の場合において、市及び事業者はその対応について協議するものとする。貸与資料
25 の内容に誤りがある場合、事業者が自ら調査して確認するものとし、その費用は市が負担
26 する。当該費用の金額及び支払方法については市及び事業者の協議により定めるものとし
27 る。ただし、市が過分の費用を負担する場合は、第76条に基づき第84条、第87条又は
28 第90条に規定する措置をとることができるものとする。

29 **第35条 (調査等の第三者への委託等)**

- 30 1 選定企業は、第33条に定める調査業務の全部又は一部を他の第三者に委託し、又は請
31 負わせることができる。
- 32 2 事業者は、選定企業が調査業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせようとす
33 るときは、調査業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の【14日】（閉庁日を含
34 む。）前までに、市に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載し
35 た書面により通知するとともに、当該契約書を提示し、市の確認を受けなければならない。
36 また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 37 3 事業者は、調査業務の実施に係る第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、こ
38 れらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責に帰すべき
39 事由とみなす。

1 第2節 設計

2 第36条 (設計業務)

- 3 1 事業者は、本契約締結後速やかに、設計会社をして、建設省告示第1206号(昭和5
4 4年7月10日)別表第2による設計業務を本契約、要求水準書及び事業計画書に従い設
5 計業務を実施させるものとする。
- 6 2 事業者は、基本設計着手前に、資格確認資料に記載された監理技術者及び主任担当技術
7 者を決定し、市に通知するとともに確認を得なければならない。
- 8 3 事業者は、基本設計着手前に、設計業務に係る要求性能確認計画書を作成し、市に提出
9 するものとする。
- 10 4 事業者は、基本設計着手前に、基本設計の着手日から本施設の引渡日までの設計計画書
11 を作成し、市に提出するものとする。
- 12 5 事業者は、基本設計の着手日から設計業務の完了日に至るまで、監理技術者及び主任担
13 当技術者をして、設計業務に係る要求性能確認計画書に基づいて設計業務を監理すると
14 もに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。
- 15 6 事業者は、基本設計の完了前に、本施設の各階平面図における諸室の配置等(以下、平
16 面計画という。)について市と協議しなければならない。この場合の協議に要する日数は
17 【40日】(閉庁日を含む。)以内とする。
- 18 7 事業者は、前項における平面計画についての協議の終了後、基本設計を完了したと判断
19 したときに、要求水準書に定める基本設計書を添えて市に完了報告書を提出するものとし
20 する。
- 21 8 市は、前項の完了報告書又は本項に定める是正後の基本設計書を受領したときは、基本
22 設計書の内容が、要求水準書及び事業計画書に適合するか否かを確認し、その結果を当該
23 完了報告書又は基本設計書を受領した日を含めて【14日】(閉庁日を含む。)以内に事
24 業者に書面で通知しなければならない。ただし、市は、基本設計書の内容が、要求水準書
25 及び事業計画書に適合しないと認めるときは、事業者に是正を求めることができる。
- 26 9 事業者は、要求水準書に従い、設計計画書に定めた日に、別紙 5に記載する設計図書
27 等を市に提出するものとする。

28 第37条 (建築確認申請に関する説明及び報告)

- 29 事業者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に定める建築物の建
30 築等に関する申請を行う前に、市に対して建築確認申請書の副本の写しを添えて書面によ
31 る事前説明を行うものとする。また、事業者は、同法第6条第1項に定める確認を受けた
32 後に、市に対して建築確認済証の写しを添えて書面による事後報告を行うものとする。

33 第38条 (対価内訳の提出) ※検討中

- 34 1 事業者は、平成【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日までに同年4月1日における基準金利
35 に基づき割賦手数料を再計算し、市の確認を受けるものとし、市は再計算結果をふまえサ
36 ービス購入料を変更し、事業者との間で契約金額の変更を行うものとする。
- 37 2 事業者は、基本設計の完了後において、本施設の施設費、維持管理費の適正な管理を行
38 うための基準となる施設費、維持管理費の内訳を作成し、市に提出しなければならない。

1 3 前項の内訳は、設計業務の全部を完了した時点において、その費用を明確化し、引渡日
2 の【30日】（閉庁日を含む。）前において、その内容の確定を行うものとする。

3 第39条 （要求水準書の変更）

4 1 市は、要求水準書の変更が必要であると認めるとき（第33条第5項及び第34条第4項
5 に定める協議による場合を除く。）は、要求水準書の変更内容を記載した書面を事業者に
6 通知し、その変更を求めることができる。この場合において、事業者は、市から当該書面
7 を受領した日から【14日】（閉庁日を含む。）以内に、市に対して、その要求水準書変
8 更に伴う措置、引渡日の遅延の有無、施設費、維持管理費の変動の有無を検討し、市に書
9 面により通知しなければならない。

10 2 市又は事業者は、技術革新等により施設整備費の減額を目的とした要求水準書の変更又
11 は業務遂行方法の採用が可能であると認めたとときは、相手方に対して書面により施設整備
12 費の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。

13 3 前項の市と事業者との間における協議が整わない場合は、市が合理的な変更案を定める
14 ものとし、事業者はこれに従わなければならない。

15 4 事業者は、第1項に定める変更の請求、第33条第5項及び第34条第4項に定める協議
16 により、要求水準書の変更に伴う措置を検討するにあたり、引渡日の遅延又は施設費、維
17 持管理費の増加が予想される場合にあつては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小
18 限となるように検討しなければならない。

19 5 市は、事業者による第1項の検討結果をふまえ、要求水準書の変更の要否を決定し、事
20 業者に通知するものとし、事業者は、かかる市の要求水準書変更の通知に従うものとする。

21 6 市は、第4項によつても、なお事業者に増加費用が発生する場合は、事業者と協議を行
22 うこととし、市がその増加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するものとする。ま
23 た、引渡日の遅延が見込まれる場合は、市は事業者と協議の上、引渡日を変更できるもの
24 とする。

25 第40条 （設計図書の変更）

26 1 市は、工期、施設費、維持管理費の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しな
27 い範囲で設計図書の変更が必要であると認めるときは、設計図書の変更内容を記載した書
28 面を事業者に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、事業者は、市
29 から当該書面を受領した日から【14日】（閉庁日を含む。）以内に、市に対して、その
30 設計図書の変更の当否を書面により通知しなければならない。

31 2 市は、前項の通知を受け取ってから【7日】（閉庁日を含む。）以内に、設計図書の変
32 更の要否を決定し、事業者に通知するものとし、事業者は、かかる市の設計図書変更の通
33 知に従うものとする。

34 第41条 （市による説明要求）

35 1 事業者は、市から設計業務の実施状況等についての質問を受けた場合は、当該質問を受
36 領した日を含めて【14日】（閉庁日を含む。）以内に、市に対して回答を行わなければ
37 ならない。

1 2 市は、設計業務の実施期間中、前項に定める事業者からの回答に合理性が無いと認めた
2 場合その他実施状況に疑義がある場合において、必要があると判断したときは、随時、設
3 計業務の実施状況を確認できるものとする。

4 第3節 建設

5 第42条 (建設業務)

- 6 1 事業者は、建設会社をして、本契約、要求水準書及び事業計画書に従い、要求水準書に
7 定める建設工事、使用材料の詳細に係る確認の請求、関連工事との調整、電波障害対策工
8 事、既存地中障害物の撤去等を実施させるものとする。
- 9 2 事業者は、建設会社との間で締結する建設請負契約において、建設会社が建設する本施
10 設の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付すものとする。
- 11 3 事業者は、要求水準書に従い、工事現場（工事占有道路、通路等施工に関連する合理的
12 な範囲を含む。）の安全管理及び警備等を、善良な管理者の注意をもって行うよう努める
13 ものとする。
- 14 4 事業者は、本施設の建設工事に着手しようとする場合は、あらかじめ市に工事着工届を
15 提出し、確認を得なければならない。
- 16 5 事業者は、本施設の建設工事の着手前に、資格確認資料に記載した建設業法第26条に
17 定める監理技術者又は主任技術者を決定し、市に通知するとともに確認を受けなければ
18 ならない。
- 19 6 事業者は、本施設の建設工事に着手する前に、要求水準書に従い施工計画書及び工事監
20 理計画書を作成し、市に提出するものとする。
- 21 7 事業者は、前項のに記載された出来高予定と、第51条第4項に基づく工事監理者によ
22 る進捗状況の報告に示された出来高との変動が【5%】を超える状況が生じた場合は、そ
23 の理由を明確にして市に報告するものとする。
- 24 8 事業者は、本施設の建設工事の完成後に、別紙 6に記載する建設業務における提出書
25 類等を作成し、市に提出するものとする。

26 第43条 (本施設の建設に伴う近隣対策等)

- 27 1 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気
28 汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他本工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査
29 し、合理的に要求される範囲内で近隣対策を実施するものとする。この場合において、事
30 業者は、市に対して、当該近隣対策の実施前及び実施後の調査内容及び結果を報告しな
31 なければならない。
- 32 2 市は、入札説明書等において事業者に提示した条件について、市の提示条件に対する近
33 隣住民等の要望活動・訴訟に起因し、本施設の施設費、維持管理費に係る増加費用が生じ
34 る場合は、当該増加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するものとし、当該費用の
35 金額及び支払方法については市が事業者と協議により定めるものとする。
- 36 3 前項以外の近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する本施設の施設費、維持管理費に係る
37 増加費用については、事業者が負担するものとする。

1 **第44条 (工事等における第三者の使用等)**

2 1 事業者は、建設会社が本施設の建設工事の一部を第三者に委託し、又は下請負人を使用
3 することを承諾できるものとする。

4 2 事業者は、建設会社による第三者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものと
5 し、これらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに
6 帰すべき事由とみなす。

7 3 事業者は、建設業法第24条の7及び要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図
8 の写しを市に提出するものとし、その内容を変更したときは、速やかにかかる変更につい
9 て市に通知するものとする。

10 4 市は、必要と認めた場合には監理技術者又は主任技術者の設置の状況、その他工事現場
11 の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができるもの
12 とする。

13 5 市は、第1項により建設会社が使用する第三者又は下請負人で工事の施工又は管理につ
14 き著しく不相当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書
15 面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

16 6 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、
17 請求を受けた日から【10日】（閉庁日を含まない。）以内にその結果を市へ通知しなけ
18 ればならない。

19 **第45条 (工期の変更による費用負担)**

20 1 市の責めに帰すべき事由により、引渡日までに事業者から本施設の引渡しがなされない
21 場合、市は、引渡日から実際に本施設の引渡しがなされた日までの期間（両日を含む。）
22 において事業者が負担した合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するも
23 のとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議により定めるもの
24 とする。この場合において、市は遅延利息を負担しないものとする。

25 2 前項の場合において、市の故意又は過失により事業者に対して違法に損害を与えたとき
26 は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

27 3 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡日までに事業者から市に対する本施設の引渡
28 しなされない場合、事業者は、市に対して引渡日から実際に本施設の引渡しがなされた
29 日までの期間（両日を含む。）において、施設費のうち、別紙 1において確定された内
30 訳に基づいて、当該引渡日に予定していた引渡し部分相当額につき、国の債権の管理等に
31 関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率で計算した遅延損害金を支払うも
32 のとする。

33 **第46条 (工事の中止)**

34 1 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して本工事の中止の理由及び内容を記載した
35 書面を交付して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

36 2 市は、前項により本工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と
37 認めた場合には、引渡日若しくは施設費を変更し、又は本工事の施工の一時中止が事業者
38 の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者が本工事の続行に備え工事現場を維持
39 し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他本工事の施工の一時中止

1 及びその続行に起因して合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む。）が生じるときは、
2 市が当該費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者
3 との協議により定めるものとする。

4 **第47条 （臨機の措置）**

5 1 事業者は、災害防止等のために必要があると認めるときは、建設会社をして、臨機の措
6 置をとらなければならない。この場合において、事業者はその措置の内容をあらかじめ市
7 に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

8 2 前項の場合において、事業者は、当該措置の内容を市に速やかに通知しなければならない
9 い。

10 3 市及び事業者は、事業者が不可抗力に起因して第1項に定める措置をとった場合は、当
11 該措置により生じた合理的な費用を別紙 4 に記載する不可抗力による費用分担に定める
12 方法により負担する。

13 **第48条 （建設工事期間中に事業者が第三者に及ぼした損害）**

14 1 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により本工事の施工に関し第三者に損害を及ぼ
15 した場合は、直ちに市に報告し、事業者が損害を賠償しなければならない。

16 2 前項の規定にかかわらず、市は、要求水準書に基づき本工事の施工について市が提示し
17 た条件により第三者に損害が生じた場合（本工事の施工に伴い通常避けることのできない
18 騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等により当該損害が生じた場合を含
19 む。）、その合理的な範囲の損害（第17条第1項に基づき付された保険により填補され
20 た部分を除く。）を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本工事の施工につ
21 き事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が
22 負担をする。

23 3 第1項に規定する損害について、本市が第三者に対して賠償した場合、本市は、事業者
24 に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。事
25 業者は、本市からの請求を受けた場合、速やかに本市に支払わなければならない。

26 **第49条 （市による説明要求及び建設現場立会い等）**

27 1 事業者は、市から本工事の実施状況又は用地の使用状況等についての質問を受けた場合
28 は、当該質問を受領した日を含めて【14日】以内に、市に対して回答を行わなければな
29 らない。

30 2 市は、建設工事期間中、前項に定める事業者からの回答に合理性が無いと認めた場合そ
31 の他本工事の施工状況に疑義がある場合において、必要があると判断したときは、随時、
32 本工事の施工状況又は用地の使用状況等を実地にて確認を行うことができる。

33 **第50条 （完成等に係る許認可等の取得）**

34 1 事業者は、本施設の完成及び本施設の維持管理業務等、本契約上の義務を履行するため
35 に必要となる一切の許認可の取得、申請及び届出の手続を行わなければならない。

36 2 事業者は、検査済証の交付を受けた場合はその写しを市に提出するものとする。

37 **第4節 工事監理**

1 **第51条 (工事監理業務)**

2 1 事業者は、工事監理会社をして、本契約、要求水準書及び事業計画書に従い、要求水準
3 書に定める工事監理、関連工事との調整を実施させるものとする。

4 2 事業者は、本工事の着手前に、資格確認資料に記載した工事監理者及び主任技術者を決
5 定し、市に通知するとともに確認を得なければならない。

6 3 事業者は、本工事の着手前に、本工事に係る工事監理計画書を作成し、市に提出して確
7 認を受けるものとする。

8 4 事業者は、工事監理者及び主任技術者をして、工事監理計画書に基づき建設業務を監理
9 し、要求水準を満たしていることを確認するとともに、その確認結果や工事進捗状況に関
10 する記録を作成し、市に毎月提出する。

11 5 事業者は、工事監理及び関連工事との調整に関する記録を作成し、市に毎月提出する。

12 **第5節 本施設の完成及び引渡し**

13 **第52条 (事業者による事業者完成検査)**

14 1 事業者は、事業者の費用負担において本施設の事業者完成検査を行わなければならない。

15 2 事業者は、市に対して、事業者が前項の事業者完成検査を行う【7日前】（閉庁日を含
16 む。）までに、当該検査を行う旨を記載した書面を交付するものとする。

17 3 事業者は、第1項の事業者完成検査において、建設業務に係る要求性能確認計画書によ
18 り本施設が要求水準書、事業計画書及び実施設計書に従い要求水準が達成されているか否
19 かについて検査し、完成届を市に提出する。

20 **第53条 (市による完成検査及び完成通知書の交付)**

21 1 市は、前条第3項の規定による完成届の提出を受けた日から【14日】（閉庁日を含
22 む。）以内に、監視職員、事業者及び工事監理者の立会いの上検査を実施し、要求水準書、
23 事業計画書及び実施設計書のとおり本工事が完成していることを確認したときは、完成確
24 認通知書を事業者に交付しなければならない。

25 2 市は、前項の場合において、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると認められ
26 るときは、その理由を事業者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができ
27 る。

28 3 市は、前項に規定する検査の実施を理由とする本施設の建設の全部又は一部についての
29 責任を一切負担しないものとする。

30 4 市は、第1項の検査の結果、本施設が要求水準書、事業計画書及び実施設計書の内容を
31 逸脱していることが判明した場合、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者
32 は直ちに修補して第1項に定める検査を受けなければならない。

33 5 事業者は、第1項の検査又は第2項の破壊の復旧に要する費用及び前項の是正に要する
34 費用を負担しなければならない。

35 **第54条 (本施設の引渡し)**

36 1 市は、前条第1項の完成確認通知書を交付し、事業者が要求水準書及び事業計画書に記
37 載された内容の維持管理業務を実施できうる体制にあることを確認した後、引渡日におい

1 て、事業者から引渡書（市有財産目録を含む。）の交付を受け、本施設の引渡しを受ける
2 ものとする。

3 2 市は、事業者から本施設の引渡しを受けたときは、目的物引渡受領書を事業者に交付す
4 るものとし、事業者からの引渡しを受けるものとする。

5 3 第1項及び第2項による引渡しにより、事業者が原始取得していた本施設の所有権を市
6 が取得するものとし、引渡しは事業者による本施設の完成から【6ヶ月以内】に事業者未
7 使用にて行われるものとする。

8 **第55条 （部分使用）**

9 1 市は、本施設の引渡日前においても、本施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用
10 することができる。

11 2 市は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなけれ
12 ばならない。

13 3 市は、第1項の規定により本施設の全部又は一部を使用したことによって事業者におい
14 て費用又は損害が生じたときは、それらを負担するものとする。

15 **第56条 （瑕疵担保）**

16 1 市は、本施設に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の
17 修補を請求し、事業者は自らの責任と費用負担により当該修補を実施しなければならない。
18 ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、
19 市は修補の請求に代えて事業者に対して損害賠償を請求する。

20 2 事業者は、前項に定める瑕疵の修補を完了したときは、市による要求水準書、事業計画
21 書及び実施設計書のとおり修補が完成していることの検査を受けなければならない。

22 3 第1項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第54条に基づき本施設の引渡しを受
23 けた日から【2年】以内に行わなければならない。ただし、当該瑕疵が事業者の故意又は
24 重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は【10年間】とす
25 る。

26 4 市は、本施設の引渡しを受ける際に、当該引渡しに係る本施設に瑕疵があることを知っ
27 たときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに、事業者に書面によりその旨を通知しなけ
28 れば、当該瑕疵の修補又は当該瑕疵に関する損害賠償の請求をすることはできない。ただ
29 し、事業者が当該瑕疵を知っていたときは、この限りでない。

30 **第4章 本施設の維持管理に関する事項**

31 **第1節 維持管理業務**

32 **第57条 （維持管理業務）**

33 1 事業者は、本契約に基づき、本施設の維持管理業務を実施しなければならない。

34 2 事業者は、維持管理会社をして、本契約、要求水準書及び事業計画書に従い維持管理業
35 務を実施させるものとする。

- 1 3 事業者は、維持管理業務を実施する場合には、要求水準書及び事業計画書に従い、善良
2 な管理者の注意をもって実施しなければならない。
- 3 4 事業者は、維持管理業務の開始日前に、要求水準書に定める維持管理業務仕様書を作成
4 し、市に提出しなければならない。
- 5 5 事業者は、維持管理業務の開始日前及び各年度の開始日前に維持管理業務計画書を作成
6 し、市に提出しなければならない。
- 7 6 事業者は、要求水準書に定める業務報告書を毎月作成し、市に提出しなければならない。
8 なお、業務報告書の様式、記載内容、その他期間毎（週、月、四半期、半期、年等）の報
9 告書作成については、維持管理業務仕様書作成時に事業者から提案し、市が承認するもの
10 とする。
- 11 7 事業者は、市が公務の遂行上必要な業務を第三者に委託し、当該業務が維持管理業務の
12 実施に関連する場合は、維持管理会社をして、当該業務との調整業務を行わせるものとし
13 てる。
- 14 8 事業者は、維持管理業務の開始日前に、要求水準書の定めに従い、維持管理業務の実施
15 体制を市に書面にて報告しなければならない。

16 第58条 （維持管理関連資料の貸与）

- 17 1 市は、維持管理期間中、貸与図面等を事業者に貸与するものとする。
- 18 2 事業者は、貸与図面等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本契約の終了
19 後に市へ返却するものとする。
- 20 3 事業者は、維持管理業務の実施により必要となる貸与図面等の更新を図るものとし、事
21 業者は、貸与図面等の更新を図った場合には、当該更新内容について市の確認を受けるも
22 のとする。

23 第59条 （連絡窓口）

- 24 事業者は、本施設の維持管理業務を総括し、かつ、維持管理期間中に亘り常時連絡可能
25 な窓口を設置し、市に通知するものとする。

26 第60条 （維持管理等における第三者の使用等）

- 27 1 事業者は、維持管理会社が維持管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるこ
28 とを承諾できるものとする。
- 29 2 事業者は、前項の定めるところにより第三者を使用する場合は、第三者の氏名又は商号
30 及び住所等の必要な事項を記載した書面により市に通知するものとし、市の確認を受けな
31 ければならない。なお、当該第三者を変更しようとするときも同様とする。
- 32 3 事業者は、維持管理会社による第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、これ
33 らの責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責に帰すべき事由
34 とみなす。

35 第61条 （使用人に関する事業者の責任）

- 36 1 事業者は、維持管理会社が維持管理業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為
37 については、一切の責任を負うものとする。

- 1 2 事業者は、維持管理会社が維持管理業務の実施につき法令で資格の定めのある業務に従
2 事させる使用人については、その氏名及び資格について市に通知し、市の確認を受けな
3 ければならない。なお、当該使用人を変更したときも同様とする。
4 3 事業者は、前項に定めのある使用人以外の使用人については、市の請求があるときは、
5 その氏名を市に通知しなければならない。

6 第62条 (要求水準書の変更)

- 7 1 市は、本契約に基づき要求水準書に定める維持管理業務に係る条件を変更しようとする
8 ときは、あらかじめ事業者に対して変更の理由を通知し、事業者と協議しなければなら
9 ない。ただし、市と事業者の間において協議が整わない場合、市が合理的な変更案を定める
10 ものとし、事業者はこれに従わなければならない。
11 2 市は、事業者の発案により要求水準書に定める条件を変更することが合理的であると判
12 断した場合は、事業者と協議の上、要求水準書を変更するものとする。

13 第63条 (費用の負担)

- 14 1 市は、前条に定める要求水準書の変更により、事業者の維持管理業務費が増加する場合
15 には当該増加費用を負担し、当該業務に要する費用が減少する場合には当該減少費用相当
16 額を維持管理業務費から減額するものとする。
17 2 市の責に帰すべき事由により、事業者が維持管理業務を実施することができなかつた場
18 合には、維持管理業務を実施しなかつたことによる要求水準の達成状況の低下を理由とし
19 て、市は維持管理業務費の減額を行ってはならない。
20 3 市は、前項の場合において事業者に生じた追加費用及び損害を負担するものとし、当該
21 費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議により定めるものとする。

22 第64条 (臨機の措置)

- 23 1 事業者は、維持管理業務の履行にあたり、事故が発生したとき又は事故が発生するおそ
24 れのあるときは、市の指示を受け、又は市と事業者が協議して臨機の措置をとらなければ
25 ならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、事業者の判断により臨機の措置
26 をとらなければならない。
27 2 前項の場合においては、事業者は、そのとつた措置の内容を遅滞無く市に通知しなけれ
28 ばならない。
29 3 市は、事故防止その他業務上特に必要があると認められるときは、事業者に対して臨機
30 の措置をとることを請求することができる。
31 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要
32 した費用のうち、事業者による一般的な管理行為に属するものとして当然に維持管理業務
33 費に含めることが適当でないと認められる部分については、市が当該部分に相当する合理
34 的な費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方
35 法については、市が事業者と協議により定めるものとする。

36 第65条 (損失負担)

- 1 1 事業者は、維持管理業務の実施について、市に損害を与えたときは、直ちに市に報告し、
2 損害（第17条第1項に基づき付された保険により填補された部分を除く。）を賠償しな
3 ければならない。
- 4 2 事業者は、維持管理業務の実施により第三者に損害を与えたとき（当該業務の実施に伴
5 い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときを含
6 む。）は、直ちに市に報告し、その損害（第17条第1項に基づき付された保険により填
7 補された部分を除く。）を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が市の責め
8 に帰すべき事由によるときはその限度において市の負担とする。
- 9 3 事業者は、事業者の責めに帰さない事由による損害については、第1項の規定による賠
10 償の責を負わない。ただし、第三者による施設損傷の場合には事業者は保険金を受領した
11 限度で市に賠償する

12 第66条 （市による検査）

- 13 1 事業者は、各事業年度の4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、
14 10月1日から12月31日まで又は1月1日から3月31日までの維持管理業務が完了
15 したときは、業務完了届を市に提出しなければならない。
- 16 2 市は、前項による業務完了届の提出を受けた日から10日以内に検査を実施し、当該業
17 務が要求水準書、維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に従い要求水準を達成して
18 いることを確認したときは、業務完了通知書を事業者に交付しなければならない。
- 19 3 市は、前項の規定による検査の結果、要求水準が達成されていない場合は、第70条に
20 定める措置を執るものとする。
- 21 4 事業者は、第2項に定める検査の結果、要求水準が達成されていると認められた場合は
22 直ちに第1項の業務に係る請求書を市に提出するものとする。

23 第5章 業績等の監視に関する事項

24 第1節 最終引渡日までの業績等の監視

25 第67条 （施設整備業務の監視）

26 市は、要求水準書及び事業計画書に適合した本施設の適正かつ確実な整備を確保するた
27 め、別紙 7に記載する業績等の監視及び改善要求措置要領に基づき、事業者による調査
28 業務、設計業務、建設業務、工事監理業務の実施状況及び業績（以下業績等という。）に
29 ついて報告を求め、それぞれの業務の業績等が要求水準書及び事業計画書に従い、本施設
30 に係る要求水準を達成しない恐れのないこと又は達成していることの確認を行う。

31 第68条 （業務不履行に関する手続）

32 市は、前条に定める業績等の監視の結果により、事業者の整備する本施設が要求水準書
33 及び事業計画書に定める要求水準を達成しない恐れがある、又は達成しないと判断した場
34 合には、業績等の監視及び改善要求措置要領に基づき、事業者に対して調査業務、設計業
35 務、建設業務及び工事監理業務の改善要求措置を執るものとする。

1 **第2節 部分引渡日以降の業績等の監視**

2 **第69条 (業績等の監視)**

3 市は、要求水準書及び事業計画書に適合した本施設の適正かつ確実な維持管理の実施を
4 確保するため、業績等の監視及び改善要求措置要領に基づき、事業者による維持管理業務
5 の業績等について報告を求め、当該業務の業績等が要求水準書及び事業計画書に従い、要
6 求水準を達成しない恐れのないこと又は達成していることの確認を行う。

7 **第70条 (業務不履行に関する手続)**

8 市は、前条に定める業績等の監視の結果により、事業者による維持管理業務が要求水準
9 書及び事業計画書に定める要求水準を達成しない恐れがある、又は達成しないと判断した
10 場合には、業績等の監視及び改善要求措置要領に基づき、事業者に対して当該業務の改善
11 要求措置を執るものとする。

12 **第6章 サービス購入料の支払いに関する事項**

13 **第71条 (一時支払金の支払い)**

14 1 事業者は、指定部分又は非指定部分を市へ引渡し、市より第53条第1項に定める完成
15 確認通知書を受領した後【7日以内】（閉庁日を含まない。）に、別紙 8に記載するサ
16 ービス購入料の算定及び支払方法に従い、当該引渡し箇所に係る施設整備費のうちの一
17 時支払金に相当する金額を市へ請求する。

18 2 市は事業者からの適法に受理した日から【30日】（閉庁日を含む。）以内に、当該請
19 求金額を事業者へ支払う。

20 **第72条 (施設整備費の支払い)**

21 1 市は、第53条第1項に定める検査の結果をもとに施設費及び割賦手数料を、別紙 8
22 に記載するサービス購入料の算定及び支払方法に従い、事業者からの請求書を市が適法に
23 受理した後、【平成20年6月30日】までの分を第1回とし、その後毎年6月30日、
24 9月30日、12月31日及び3月31日までの分を、事業者の市に対する請求書が市に
25 より適法に受理された日から【30日】（閉庁日を含む。）以内かつ毎年7月31日、1
26 0月31日、1月31日及び4月30日までに【年4回ずつ60回払い】で、事業者に対
27 して支払わなければならない。なお、当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うもの
28 とする。ただし、本契約の定めるところにより部分引渡日が【平成20年7月1日】以降に
29 変更となる場合は、指定部分が実際に引渡された後に事業者からの請求書を市が適法に受
30 理した日から30日以内に、指定部分について第1回の支払いを行うものとし、その後毎
31 年6月30日、9月30日、12月31日及び3月31日までの分を、上記に従い事業者
32 に対して支払うものとする。本契約の定めるところにより最終引渡日が【平成20年7月
33 1日】以降に変更となる場合は、非指定部分が実際に引渡された後に事業者からの請求書
34 を市が適法に受理した日から【30日】（閉庁日を含む。）以内に、非指定部分について
35 第1回の支払いを行うものとし、その後毎年6月30日、9月30日、12月31日及び
36 3月31日までの分を、上記に従い事業者に対して支払うものとする。

- 1 2 前項に定める施設費及び割賦手数料の各支払予定日までに、事業者による本施設の市への
2 部分引渡し又は最終引渡しが行われていない場合、市は、指定部分又は非指定部分の引
3 渡しを受けるまでは指定部分又は非指定部分の前項の支払いをすることを要しない。
- 4 3 市は事業者に対して、市の責めに帰すべき事由により本工事に要する費用が増加した場
5 合は、その増加費用を負担し、市の指示、変更起因して本工事に要する費用が減少した
6 場合は、その減少費用を施設費から減額するものとする。ただし、市は、施設費の増減に
7 起因して事業者が負担する合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するも
8 のとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議により定めるもの
9 とする。
- 10 4 市は、第53条第1項に定める検査の結果、本施設が要求水準書、事業計画書及び実施
11 設計書のとおりでない認められる場合は、本施設の施設費を減額するものとする。
- 12 5 市は、前各項の定めにかかわらず、必要があると認めるときは、事業者と協議の上、施
13 設費の繰り上げ弁済をすることができる。この場合に事業者が生じた合理的費用（金融費
14 用を含む。）は市が負担する。

15 第73条 （維持管理業務費及びその他の費用の支払い）

- 16 1 市は、第66条第2項の検査の結果をもとに、維持管理業務費及びその他の費用を、別
17 紙 8に定めるサービス購入料の算定及び支払方法に従い、事業者からの請求書を市が適
18 法に受理した後、【平成20年3月31日】までの分を第1回とし、その後毎年6月30
19 日、9月30日、12月31日及び3月31日までの分を、事業者の市に対する請求書が
20 市により適法に受理された日から【30日】（閉庁日を含む。）以内かつ毎年7月31日、
21 10月31日、1月31日及び4月30日までに【年4回ずつ61回払い】で、事業者に
22 対して支払わなければならない。なお、当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うもの
23 とする。ただし、本契約の定めるところにより部分引渡日が事業契約書に記載する部分引
24 渡予定日以降に変更となる場合は、本施設の指定部分が実際に引渡された日の翌日から最
25 初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日の前日までの期間において、指
26 定部分に対する維持管理業務費を日割計算して算出し、第1回の支払いをするものとし、
27 部分引渡日が供用開始日以降に変更となる場合は、その他の費用相当額についても同様に
28 日割計算して算出し、第1回の支払いをするものとする。本契約の定めるところにより最
29 終引渡日が事業契約書に記載する最終引渡予定日以降に変更となる場合は、本施設の非指
30 定部分が実際に引き渡された日の翌日から最初に到来する当初定められたスケジュールに
31 基づく支払日の前日までの期間において、非指定部分に対する維持管理業務費を日割計算
32 して算出し、非指定部分に対する維持管理業務費に関する第1回の支払いをするものとし
33 る。
- 34 2 市は、事業者の責めに帰すべき事由により、施工計画書で定められた維持管理業務の開
35 始期日までに本施設の維持管理業務が開始されなかった場合、施工計画書で定められた維
36 持管理業務の開始期日から実際に本施設の維持管理業務が開始された日までの期間（両日
37 を含む。）に相当する維持管理業務費及びその他の費用相当額を支払額から差し引くもの
38 とする。

- 1 3 市は、市の責めに帰すべき事由により、施工計画書で定められた維持管理業務の開始期
2 日までに事業者が本施設の維持管理業務を開始できなかった場合、本施設の維持管理業務
3 が開始できないことに起因して事業者が生じた合理的な増加費用（合理的な金融費用を含
4 む。）を負担するものとする。
- 5 4 市は、事業者の責めに帰すべき事由により維持管理業務が要求水準を達成していない場
6 合は、業績等の監視及び改善要求措置要領に基づき維持管理業務費及びその他の費用を減
7 額することができる。ただし、施設整備費は減額の対象としないものとする。

8 第7章 契約の解除及び終了に関する事項

9 第1節 解除及び契約の終了

10 第74条 （市の解除権）

- 11 1 市は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
12 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、又は履行する
13 見込みがないと明らかに認められるとき。
14 二 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設の引渡日から【30日】（閉庁日
15 を含む。）以上が経過しても本施設を市に引き渡すことができないとき、又は引渡し
16 の見込みが明らかでないとき。
17 三 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設の供用開始日から【30日】（閉
18 庁日を含む。）以上が経過しても本施設の維持管理業務を実施しないとき、又は実施す
19 る見込みが明らかでないとき。
20 四 事業者が、選定企業をして、第36条第2項、第42条第5項、第51条第2項に掲げ
21 る者を設置しなかったとき。
22 五 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により契約の目的を
23 達成することができないと認められるとき。
24 六 事業者が、自らにかかる破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理
25 手続開始、特別清算手続開始その他倒産法制上の手続について、自らの取締役会でその
26 申立てを決議したとき又は自ら若しくはその他の第三者によりその申立てがなされた
27 とき。
28 七 事業者が、第75条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
29 八 事業者が、第28条に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができな
30 いと認められるとき
31 九 事業者が、本事業の実施においてを達成できず、かつ、改善措置を講じてもを達成す
32 ることができないとき。
33 十 選定企業が本事業の応募に関して重大な法令の違反をしたとき。
- 34 2 市は、市が政策変更等の理由により本事業を継続する必要がなくなった場合は、【18
35 0日】（閉庁日を含む。）以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本
36 契約を解除することができる。

1 **第75条 (事業者の解除権)**

2 事業者は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- 3 一 第46条の規定による本工事の施工の中止期間が工期の【10分の5】（工期の10
4 分の5が【180日】（閉庁日を含む。）を超えるときは、【180日】（閉庁日を含
5 む。））を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他
6 の部分の工事が完了した後【90日】（閉庁日を含む。）を経過しても、なおその中止
7 が解除されないとき。
8 二 市が本契約に従って支払うべきサービス購入料を、支払い期限到来後【60日】（閉
9 庁日を含む。）が過ぎても支払わないとき。
10 三 市が第28条に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。
11 四 市が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。

12 **第76条 (法令変更又は不可抗力の場合の措置)**

13 本契約の締結日から終了日までの間に、法令の変更又は不可抗力により次の各号に掲げ
14 る事項のうちいずれかに該当することとなった場合には、市は事業者と協議の上、第84
15 条、第87条又は第90条に規定する措置をとることができるものとする。

- 16 一 事業者による本事業の継続が不能となった場合
17 二 事業者による本事業の継続に過分の費用を要する場合

18 **第77条 (違約金)**

- 19 1 事業者は、契約締結日から部分引渡日までの間に第74条第1項の各号のいずれかの規
20 定により本契約を解除された場合において、施設費の【100分の10】に相当する額を
21 違約金として市から契約解除の通知を受けたら直ちに市へ支払わなければならない。
22 2 事業者は、部分引渡日から最終引渡日までの間に第74条第1項の各号のいずれかの規
23 定により本契約を解除された場合において、指定部分以外の施設費の【100分の10】
24 に相当する額並びに本契約解除時点における指定部分の年間の維持管理業務費及びその他
25 の費用の【100分の25】に相当する額を違約金として、市から契約解除の通知を受け
26 たら直ちに市へ支払わなければならない。
27 3 事業者は、本施設の最終引渡日以降に第74条第1項の各号のいずれかの規定により本
28 契約を解除された場合において、本契約解除時点における本施設の年間の維持管理業務費
29 及びその他の費用の【100分の25】に相当する額を違約金として、市から契約解除の
30 通知を受けたら直ちに市へ支払わなければならない。
31 4 市は、第1項又は第2項の場合において、第10条の規定により履行保証保険契約又は
32 保証契約が締結され、当該契約に基づく保険金又は保証金を受領した場合は、これをもっ
33 て違約金に充当する。
34 5 本契約に基づく違約金の定めは、損害賠償額の予定を意味しないものとし、本市による
35 事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

36 **第78条 (談合等不正行為があった場合の違約金等)**

37 事業者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、事業者は、市の請求に
38 基づき、本契約の鑑に記載された契約代金額（この契約締結後、契約代金額の変更があつ

1 た場合には、変更後の契約代金額)のうちの100分の10に相当する額を違約金として
2 市の指定する期間内に市へ支払わなければならない。

3 一 本契約に関し、選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和2
4 2年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団
5 体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業
6 に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付
7 命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

8 二 本契約に関し、選定企業(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40
9 年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第
10 89条第1項に規定する刑が確定したとき。

11 第79条 (契約終了時の事務)

12 1 事業者は、本契約が解除又は終了した場合において、本契約の鑑に記載された事業場所
13 等に、事業者又は選定企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、業務機械器具、
14 仮設物その他の物件(下請負人及び使用人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下
15 本条において同じ。)があるときは、当該物件等を直ちに撤去するとともに事業場所等を
16 要求水準書に定める業務運営に支障のない状態に回復し、市の確認を受けなければならない。
17 なお、事業者は当該撤去又は回復に要する費用を負担するものとする。ただし、本契
18 約が第74条第2項、第75条又は第76条に基づいて解除される場合は、当該費用を市が
19 負担する。

20 2 市は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去
21 せず、事業場所等の状態を回復しないときは、事業者に代わって当該物件を処分し、事業
22 場所等の状態を第1項に定める状態に回復することができるものとする。この場合にお
23 いては、事業者は、市の処分又は回復について異議を申し出ることができないものとし、市
24 の処分又は回復に要した費用を負担しなければならない。ただし、前項ただし書きの場合
25 は市が負担する。

26 3 事業者は、本契約が解除又は終了した場合において、貸与資料又は貸与図面等があると
27 きは、当該貸与資料又は貸与図面等を市に返還しなければならない。この場合において、
28 当該貸与資料又は貸与図面等が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したと
29 きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しな
30 なければならない。

31 4 事業者は、本契約が解除された場合又は期間満了により終了した場合、市又は市の指示
32 する者に本契約に定める各業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。

33 5 事業者は、前項に従い本施設の維持管理業務を引き継ぐにあたっては、通常の業務運営
34 に支障のない状態を基準として、設備機器並びに什器・備品等の改修又は更新の必要性を
35 検討し、本施設自体とあわせて要求水準書及び事業計画書に基づく要求水準を達成した状
36 態で引き継ぐものとする。

37 6 事業者は、維持管理期間中に本契約が解除された場合又は期間満了により本契約が終
38 了した場合、第4項の業務をすべて終了した上で、業務終了から【10日】(閉庁日を含

1 む。)以内に維持管理業務費及びその他の費用の最終支払い対象期間の月次業務報告書を
2 市に提出し、市の確認を受けるものとする。

3 7 契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、すべて事業者が
4 負担する。

5 **第80条 (保全義務)**

6 事業者は、契約解除の通知の日から第82条第3項第2号、第83条第1項第2号及び第
7 84条第3項第2号による引渡し又は第79条第4項による維持管理業務の引継ぎ完了のと
8 きまで、本施設の出来形部分又は本施設について自らの負担で必要最小限の維持保全に努
9 めなければならない。

10 **第81条 (関係書類の引渡し等)**

11 1 事業者は、理由のいかんを問わず本契約を終了したときは、事業者が作成した設計図書
12 その他市が合理的に要求した本事業に関し事業者が作成した一切の書類を、市に対して引
13 き渡すものとする。ただし、最終引渡日の前に本契約を終了した場合には、市は事業者が
14 当該書類の作成に要した合理的な費用を支払うものとする。

15 2 市は、本契約の存続の有無にかかわらず、前項により事業者から引渡しを受けた設計図
16 書その他の書類を利用する権利及び権限を有するものとする。

17 **第2節 部分引渡しまでの事由による解除の効力**

18 **第82条 (事業者の帰責事由による契約解除の効力)**

19 1 市は、本契約の締結日から部分引渡日までの間において、第74条第1項の各号のい
20 ずれかの規定により本契約を解除できる場合は、事業者と協議の上、以下の各項のい
21 ずれかの措置をとることができるものとする。

22 2 市において本事業を継続させると決定した場合は、事業者をして、本事業に係る事業者
23 の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者(事業者の融資団が選定し市
24 が承認した第三者を含む。)へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を、
25 当該時点において市が承認する第三者(事業者の融資団が選定し市が承認した第三者を含
26 む。)へ譲渡させる。この場合において、事業者は、市が被った損害を賠償しなければ
27 ならない。

28 3 市において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措
29 置をとるものとする。

30 一 市は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

31 二 市は、前号の場合において、建設中の本施設の出来形部分を検査し、当該検査に合格
32 した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権をすべて取得する。

33 三 市は、前号に定める所有権を保持した上で、施設整備費のうち当該出来形部分に相
34 応する金額を支払う。

35 四 市は、前号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、事業者の指
36 定する口座に支払うものとする。

- 1 ア 市が定めた期日（ただし、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）
2 までに一括して支払う。この場合において、市は、事業者が発生する合理的な金融
3 費用を負担しない。
4 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
5 し、分割して支払う。

6 **第83条 （市の帰責事由による契約解除の効力）**

- 7 1 事業者が、本契約の締結日から部分引渡日までの間において、第75条第1項の規定に
8 より本契約を解除できる場合、又は市が第74条第2項により本契約を解除できる場合は、
9 以下の各号に定める措置をとるものとする。ただし、第74条第2項の通知を受けた場合
10 は、第一号の通知は不要とする。
11 一 事業者は、市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
12 二 市は、前号の場合において、建設中の本施設の出来形部分を検査し、当該検査に合格
13 した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得する。
14 三 市は、前号に定める所有権を保持した上で、施設整備費のうち当該出来形部分に相応
15 する金額を支払う。
16 四 市は、前号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、事業者の指定
17 する口座に支払うものとする。
18 ア 市が定めた期日（ただし、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）
19 までに一括して支払う。
20 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
21 し、分割して支払う。
22 2 前項の場合において、市は事業者に生じる合理的な増加費用（合理的な金融費用を含
23 む。）を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者との協
24 議により定めるものとする。また、市の故意又は過失により事業者に対して違法に損害を
25 与えた場合は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

26 **第84条 （法令の変更又は不可抗力による契約解除の効力）**

- 27 1 市は、本契約の締結日から部分引渡日までの間において、第76条における協議が整わ
28 ない場合又は事業者が本事業の継続を断念した場合は、以下の第2項又は第3項のいずれ
29 かの措置をとることができるものとする。
30 2 市において本事業を継続させると決定した場合は、事業者をして、本事業に係る事業者
31 の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者の融資団が選定し市
32 が承認した第三者を含む。）へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を、
33 当該時点において市が承認する第三者（事業者の融資団が選定し市が承認した第三者を含
34 む。）へ譲渡させる。
35 3 市において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措
36 置をとるものとする。
37 一 市は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
38 二 市は、前号の場合において、建設中の本施設の出来形部分を検査し、当該検査に合格
39 した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権をすべて取得する。

- 1 三 市は、前号に定める所有権を保持した上で、施設整備費のうち当該出来形部分に相応
2 する金額を支払う。
- 3 四 市は、前号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、事業者の指定
4 する口座に支払うものとする。
- 5 ア 市が定めた期日（ただし、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）
6 までに一括して支払う。この場合において、市は、事業者が発生する合理的な金融
7 費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と
8 協議により定めるものとする。
- 9 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
10 し、分割して支払う。
- 11 4 市は前項の支払いをする場合に、事業者が不可抗力に起因して、第17条の保険金を受
12 領する場合は、当該保険金額を前項の支払金額から控除した金額を事業者に対して支払う
13 ことができる。

14 第3節 部分引渡し以降最終引渡しまでの事由による契約解除の効力

15 第85条 （事業者の帰責事由による契約解除の効力）

- 16 1 市は、本施設の部分引渡日以降、最終引渡日までの間において第74条第1項の各号の
17 いずれかの規定により本契約を解除できる場合は、事業者と協議の上、以下の各項のいず
18 れかの措置をとることができるものとする。
- 19 2 市において本事業を継続させると決定した場合は、事業者をして、本事業に係る事業者
20 の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者の融資団が選定し市
21 が承認した第三者を含む。）へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を、
22 当該時点において市が承認する第三者（事業者の融資団が選定し市が承認した第三者を含
23 む。）へ譲渡させる。この場合において、事業者は、市が被った損害を賠償しなければな
24 らない。
- 25 3 市において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措
26 置をとるものとする。
- 27 一 市は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 28 二 市は、前号の場合において、契約解除通知日における施設整備費（以下、引渡し済み
29 の本施設に相応する金額をいう。以下本節において同じ。）の残額に相当する金額を支
30 払う。
- 31 三 市は、第一号の場合において、建設中の本施設の引渡し未了の出来形部分を検査し、
32 当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権をすべて取得する。
- 33 四 市は、前号に定める所有権を保持した上で、施設整備費のうち当該出来形部分に相応
34 する金額を支払う。
- 35 五 市は、第一号の場合において、契約解除通知日における履行済み維持管理業務費及び
36 その他の費用の未払額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジ
37 ュールに基づく支払日に、事業者の指定する口座に支払うものとする。
- 38 六 市は、第二号及び第四号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、
39 事業者の指定する口座に支払うものとする。

1 ア 市が定めた期日（但し、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）ま
2 で一括して支払う。この場合において、市は、事業者が発生する合理的な金融費
3 用を負担しない。

4 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
5 し、分割して支払う。

6 **第86条 （市の帰責事由による契約解除の効力）**

7 1 事業者が、本契約の部分引渡日以降、最終引渡日までの間において、第75条第1項の
8 規定により本契約を解除できる場合、又は市が第74条第2項により本契約を解除できる
9 場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。ただし、第74条第2項の通知を受
10 けた場合は、第一号の通知は不要とする。

11 一 事業者は、市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

12 二 市は、前号の場合において、契約解除通知日における施設整備費の残額に相当する金
13 額を支払う。

14 三 市は、第一号の場合において、建設中の本施設の引渡し未了の出来形部分を検査し、
15 当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権をすべて取得する。

16 四 市は、前号に定める所有権を保持した上で、施設整備費のうち当該出来形部分に相応
17 する金額を支払う。

18 五 市は、第一号の場合において、契約解除通知日における履行済み維持管理業務費及び
19 その他の費用の未払額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジ
20 ュールに基づく支払日に、事業者の指定する口座に支払うものとする。

21 六 市は、第二号及び第四号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、
22 事業者の指定する口座に支払うものとする。

23 ア 市が定めた期日（但し、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）ま
24 で一括して支払う。

25 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
26 し、分割して支払う。

27 2 前項の場合において、市は事業者に生じる合理的な増加費用（合理的な金融費用を含
28 む。）を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議
29 により定めるものとする。また、市の故意又は過失により事業者に対して違法に損害を与
30 えた場合は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

31 **第87条 （法令の変更又は不可抗力による契約解除の効力）**

32 1 市は、部分引渡日以降、最終引渡日までの間において、第76条における協議が整わな
33 い場合又は事業者が本事業の継続を断念した場合は、以下の第2項又は第3項のいずれか
34 の措置をとることができるものとする。

35 2 市において本事業を継続させると決定した場合は、事業者をして、本事業に係る事業者
36 の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者の融資団が選定し市
37 が承認した第三者を含む。）へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を、
38 当該時点において市が承認する第三者（事業者の融資団が選定し市が承認した第三者を含
39 む。）へ譲渡させる。

- 1 3 市において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措
2 置をとるものとする。
- 3 一 市は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 4 二 市は、前号の場合において、契約解除通知日における施設整備費の残額に相当する金
5 額を支払う。
- 6 三 市は、第一号の場合において、建設中の本施設の引渡し未了の出来形部分を検査し、
7 当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権をすべて取得する。
- 8 四 市は、前号に定める所有権を保持した上で、施設整備費のうち当該出来形部分に相
9 応する金額を支払う。
- 10 五 市は、第一号の場合において、契約解除通知日における履行済み維持管理業務費及び
11 その他の費用の未払額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケ
12 ジュールに基づく支払日に、事業者の指定する口座に支払うものとする。
- 13 六 市は、第二号及び第四号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、
14 事業者の指定する口座に支払うものとする。
- 15 ア 市が定めた期日（但し、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）ま
16 で一括して支払う。この場合において、市は、事業者に発生する合理的な金融費
17 用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協
18 議により定めるものとする。
- 19 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
20 し、分割して支払う。
- 21 4 市は前項の支払いをする場合に、事業者が不可抗力に起因して、第17条の保険金を受
22 領する場合は、当該保険金額を前項の支払金額から控除した金額を事業者に対して支払
23 うことができる。

24 第4節 最終引渡し後の事由による契約解除の効力

25 第88条 （事業者の帰責事由による契約解除の効力）

- 26 1 市は、本施設の最終引渡日以降において、第74条第1項の各号のいずれかの規定によ
27 り本契約を解除できる場合は、事業者と協議の上、以下の各項のいずれかの措置をとるこ
28 とができるものとする。
- 29 2 市において本事業を継続させると決定した場合は、事業者をして、本事業に係る事業者
30 の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者の融資団が選定し市
31 が承認した第三者を含む。）へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を、
32 当該時点において市が承認する第三者（事業者の融資団が選定し市が承認した第三者を含
33 む。）へ譲渡させる。この場合において、事業者は、市が被った損害を賠償しなければな
34 らない。
- 35 3 市において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措
36 置をとるものとする。
- 37 一 市は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 38 二 市は、前号の場合において、契約解除通知日における施設整備費の残額に相当する金
39 額を支払う。

- 1 三 市は、第一号の場合において、契約解除通知日における履行済み維持管理業務費及び
2 その他の費用の未払額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュー
3 ールに基づく支払日に、事業者の指定する口座に支払うものとする。
- 4 四 市は、第二号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、事業者の指
5 定する口座に支払うものとする。
- 6 ア 市が定めた期日（ただし、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）
7 まで一括して支払う。この場合において、市は、事業者に発生する合理的な金融
8 費用を負担しない。
- 9 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
10 し、分割して支払う。。

11 第89条 （市の帰責事由による契約解除の効力）

- 12 1 事業者が、本施設の最終引渡日以降において、第75条第1項の規定により本契約を解
13 除できる場合、又は市が第74条第2項により本契約を解除できる場合は、以下の各号に
14 定める措置をとるものとする。ただし、第74条第2項の通知を受けた場合は、第一号の
15 通知は不要とする。
- 16 一 事業者は、市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 17 二 市は、前号の場合において、契約解除通知日における施設整備費の残額に相当する金
18 額を支払う。
- 19 三 市は、第一号の場合において、契約解除通知日における履行済み維持管理業務費及び
20 その他の費用の未払額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュー
21 ールに基づく支払日に、事業者の指定する口座に支払うものとする。
- 22 四 市は、第二号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、事業者の指
23 定する口座に支払うものとする。
- 24 ア 市が定めた期日（ただし、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）
25 まで一括して支払う。
- 26 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
27 し、分割して支払う。
- 28 2 前項の場合において、市は事業者に生じる合理的な増加費用（合理的な金融費用を含
29 む。）を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議
30 により定めるものとする。また、市の故意又は過失により事業者に対して違法に損害を与
31 えた場合は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

32 第90条 （法令の変更又は不可抗力による契約解除の効力）

- 33 1 市は、本施設の最終引渡日以降において、第76条における協議が整わない場合又は事
34 業者が本事業の継続を断念した場合は、以下の第2項又は第3項のいずれかの措置をとる
35 ことができるものとする。
- 36 2 市において本事業を継続させると決定した場合は、事業者をして、本事業に係る事業者
37 の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者の融資団が選定し市
38 が承認した第三者を含む。）へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を、
39 当該時点において市が承認する第三者（事業者の融資団が選定し市が承認した第三者を含
40 む。）へ譲渡させる。

- 1 3 市において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措
2 置をとるものとする。
- 3 一 市は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 4 二 市は、前号の場合において、契約解除通知日における施設整備費の残額に相当する金
5 額を支払う。
- 6 三 市は、第一号の場合において、契約解除通知日までに生じた履行済みの維持管理業務
7 費及びその他の費用の未払額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたス
8 ケジュールに基づく支払日に、事業者の指定する口座に支払うものとする。
- 9 四 市は、第二号の支払金銭については、以下のいずれかの方法を選択して、事業者の指
10 定する口座に支払うものとする。
- 11 ア 市が定めた期日（ただし、【平成35年4月30日】を超えないものとする。）
12 までに一括して支払う。この場合において、市は、事業者に発生する合理的な金融
13 費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と
14 協議により定めるものとする。
- 15 イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールにおける最終支払日までを最長と
16 し、分割して支払う。
- 17 4 市は前項の支払いをする場合に、事業者が不可抗力に起因して、第17条の保険金を受
18 領する場合は、当該保険金額を前項の支払金額から控除した金額を事業者に対して支払う
19 ことができる。

20 第8章 表明保証及び誓約

21 第91条 （事業者による事実の表明保証及び誓約）

- 22 1 事業者は、市に対して、本契約締結日現在において次の各号の事実を表明し、保証する。
- 23 一 事業者が、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、
24 本契約を締結し、及び本契約の規定に基づく義務を履行する権限及び権利を有している
25 こと。
- 26 二 事業者による本契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者
27 が本契約を締結し、履行することにつき法律上及び事業者の社内規則上要求されている
28 一切の手続きを履践したこと。
- 29 三 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が事業者に適用のある法令に違反せず、
30 事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又
31 は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- 32 四 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本契約
33 の規定に伴い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 34 五 事業者の資本金は [] 円であること。
- 35 六 市に提出した出資者誓約書の内容に虚偽のないこと。
- 36 2 事業者は、本契約の期間において次の各号を誓約する。
- 37 一 事業者は、自らに出資している選定企業をして、市との間で締結した基本協定に従わ
38 せる。

1 二 事業者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、市の事前の承認な
2 しに、本契約上の地位及び本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地
3 位について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしない。ただし、市は合理的な理由
4 なく、その承認を留保又は遅延しない。

5 **第92条 (市による事実の表明保証及び誓約)**

6 1 市は、事業者に対して、本契約締結日現在において次の事実を表明し、保証する。

7 一 本契約の締結について、本契約の履行に必要な債務負担行為が市議会において議決さ
8 れていること。

9 二 本契約は、その締結及び前号の市議会による議決により適法、有効かつ拘束力ある市
10 の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な市の債務が生じること。

11 **第9章 雑則**

12 **第93条 (解釈)**

13 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して
14 疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者の間で誠実に協議の上、これを定めるもの
15 とする。

16 **附則**

17 **第1条 (株主の誓約)**

18 1 株主は、引渡日より前は、事業者の株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとし、
19 引渡日以降は、事前に書面により市の同意を得た場合に限り、事業者の株式の全部又は一
20 部を第三者に対して譲渡することができる。ただし、別紙 9に定める様式に記載の出資
21 者誓約書を提出した株主は、出資者誓約書の規定に従い市の事前の同意を得ない限り本契
22 約終了までの間、事業者の株式を保有しなければならない。

23 2 株主は、事前に書面により市の同意を得た場合に限り、事業者の株式又は出資の全部又
24 は一部に対して担保を設定することができる。

25 3 第1項の取扱いは、株主間において事業者の株式の全部又は一部を譲渡しようとする場
26 合についても同様とする。

27 4 基本協定の当事者である株主は、本契約の締結にあたり、別紙 9に定める様式による
28 出資者誓約書を市に対して提出する。

29 **第2条 (融資団との協議)**

30 市は、その必要を認めた場合には、本事業に関し、事業者に融資を行う融資団との間で
31 協議を行う。市がこの協議を行う場合、以下の事項等を定める。

32 (1) 本契約に関し事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への
33 事前通知及び融資団との協議に関する事項

- 1 (2) 事業者の株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての融
- 2 資団との間で行う事前協議に関する事項
- 3 (3) 融資団が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに
- 4 際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 5 (4) 市による本契約の解除に伴う措置に関する事項
- 6

別紙 1 契約金額の内訳

	項目	内訳	金額	
サービス購入料	① 施設整備費	ア 施設費		
		イ 割賦手数料		
		ウ 消費税等		
	② 維持管理業務費	ア 維持管理費	建築物点検保守費用	
			建築設備運転監視・点検保守費用	
		イ 修繕費		
		ウ 消費税等		
	③ その他の費用	ア その他費用		
		イ 消費税等		

別紙 2 用語の定義

第3条に定める本契約において使用する用語の意義は以下のとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

1 維持管理期間

原則として、本施設の引渡日から平成35年3月31日までの期間をいう。

2 維持管理会社

本契約及び要求水準書に定める維持管理業務をから直接受託又は請け負う企業をいう。

3 維持管理業務

本施設の性能及び機能を適正に維持管理するための維持管理業務をいい、その業務内容は標準要求水準書第4章第1節第1項に記載する建築物保守管理業務、建築設備・厨房機器等保守管理業務、外構等維持管理業務、環境衛生・清掃業務、保安警備業務、修繕業務によるものとする。

4 維持管理業務計画書

事業者が毎年度の維持管理業務の開始前に、市に提出する計画書をいい、その作成は標準要求水準書第4章第1節第4項の記載によるものとする。

5 維持管理業務仕様書

事業者が維持管理業務の開始前に、市に提出する業務仕様書をいい、その内容は標準要求水準書第4章第1節第3項に記載のとおりとする。

6 維持管理業務費

市が事業者に支払うサービス購入料のうち、本施設に係る維持管理業務の実施への対価相当分をいう。

7 割賦手数料

施設費の割賦支払に必要な割賦金利であり、資金調達に必要な融資等にかかる金利等を含む。

8 株主

事業者の株式を所有する者をいう。

9 監視職員

事業者による本契約の適正かつ確実な履行を確保するために市の定めるところにより設置する職員をいう。

10 関連工事

本事業とは別に市が発注する工事で、本施設の施工上密接に関連する工事をいう。

11 基準金利

別紙 8に定める基準金利をいう。

12 基本協定

本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とし、市が選定企業との間で【平成17年〇月〇日】に締結した協定をいう。

13 基本設計書

本施設の基本設計の内容を示す設計図書をいい、その詳細は標準要求水準書第2章第3節第5項に記載された内容によるものとする。

14 業績等

本事業の実施に伴う各業務の実施状況及びその成果である業績をいう。

15 業績等の監視及び改善要求措置要領

事業者による本事業の適正かつ確実な履行を確保するための措置等について示す要領をいい、その内容の詳細は入札説明書等の資料一〇によるものとし、本約款の別紙 7 に示すものとする。

16 業務報告書

事業者が維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に基づいて実施した維持管理業務の内容等を記載し、市に提出する報告書をいい、その内容は標準要求水準書第4章第1節第5項によるものとする。

17 供用開始日

本契約に従い事業者が作成する事業工程表において、最終引渡日の翌日以降で定められた日付をいう。

18 建設会社

本契約及び要求水準書に定める建設業務を事業者から直接受託又は請け負う企業をいう。

19 建設業務

本契約に基づき、事業者が履行する本施設の工事並びに一切の調査、申請及び届出、調査業務並びに電波障害対策工事に関する業務をいい、その業務内容の詳細については、標準要求水準書第3章第3節の記載によるものとする。

20 建設工事費等

本施設の施設整備業務の実施において、事業者が負担する調査設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額をいう。

21 工事監理会社

建築基準法第5条の4第2項に定める工事監理者が所属し、本契約及び要求水準書に定める工事監理業務を実施する企業をいう。

22 工事監理計画書

事業者が標準要求水準書第3章第3節第3項に従って作成する計画書をいう。

23 工事監理者

事業者により選任され、本契約及び要求水準書に定める工事監理業務を実施する者をいう。

24 工事監理業務

本契約及び要求水準書に基づき、事業者が履行する本工事の工事監理に関する業務をいい、その業務内容の詳細は標準要求水準書第3章第3節の記載によるものとする。

25 最終引渡日

事業工程表において、事業者が市に対し、本施設のうち非指定部分の引渡しを完了する日として定められた日をいい、市と事業者の協議により最終引渡日を変更した場合にあっては変更後の最終引渡日をいう。

26 サービス購入料

市が事業者に支払う本事業の実施による対価の総額をいい、その算定方法は入札説明書等の資料一〇に示すサービス購入料の算定及び支払方法によるものとする。

27 サービス購入料の算定及び支払方法

入札説明書等の資料一〇に示すサービス購入料の算定及び支払方法を示す書類であり、本約款別紙 8 に示すものとする。

28 資格確認資料

選定企業が本事業の入札手続において市に提出した競争参加資格確認資料をいう。

- 29 事業計画書**
選定企業が本事業の入札手続において市に提出した事業提案資料をいう。
- 30 事業契約書等**
本事業契約書、本約款（別紙も含む）及び本契約に関する質問回答書の総称をいう。
- 31 事業工程表**
入札説明書等、事業契約書等及び事業計画書に基づき事業者により作成される、本事業の事業期間全体に亘る工程表をいう。
- 32 事業者**
基本協定に基づいて選定企業等が、本事業の実施のみを目的とした商法に定める株式会社として設立した会社をいう。
- 33 事業者等が付す保険等**
本事業の実施において事業者又は選定企業が付す保険の条件を示す書類をいい、その内容は入札説明書等の資料一〇によるものとし、本約款の別紙 3に示すものとする。
- 34 事業年度**
4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、「事業者」の設立日より最初に到来する3月31日までとする。
- 35 施設整備業務**
事業者が本契約に基づいて実施する設計業務、調査業務、建設業務、工事監理業務の総称をいう。
- 36 施設整備費**
市が事業者に支払うサービス購入料のうち本施設の施設整備業務の実施による対価をいう。
- 37 施設費**
本施設の施設整備業務の履行に伴い事業者が負担する施設整備に係る調査設計費、建設工事費、工事監理費、行政手続に関する費用、電波障害対策費、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期投資と認められる費用の総額をいう。
- 38 下請負人**
本事業の実施に伴う各業務の一部を選定企業から請け負う者をいう。
- 39 実施設計書**
本施設の実実施設計の内容を示す設計図書をいい、その詳細は標準要求水準書第2章第3節第5項によるものとする。
- 40 実施方針**
市が本事業に関して【平成17年〇〇月〇〇日】に公表したPFI法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針をいう。
- 41 指定部分**
本施設のうち市が事業者に対し部分引渡日までに引渡すことを要求する部分をいい、その範囲は入札説明書等において今後明らかにする。
- 42 支払金利**
本施設の施設整備業務の実施により事業者が負担する資金調達に必要な融資等に係る金利をいう。
- 43 修繕業務**
本施設の維持管理業務のうち修繕に係る業務をいい、その業務内容の詳細は標準要求水準書第4章第7節に示された内容とする。
- 44 出資者誓約書**

本約款附則第1条に基づき、株主のうち基本協定の当事者である者が市に提出する誓約書をいい、本約款の別紙 9 記載の書式によるものとする。

45 消費税

消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。

46 成果物

事業計画書及び実施設計書その他本契約に関して、要求水準書及び市の要求に基づき作成される一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

47 施工計画書

標準要求水準書第3章第3節第3項に従いが作成する計画書をいい、本工事に関する詳細な工程等を対象施設や工種の区分に従って示すと共に、同区分ごとに予想出来高を明示する。

48 設計計画書

標準要求水準書第2章第3節第4項に従い事業者が作成する計画書をいい、本施設の基本設計及び実施設計に関する詳細な工程等を示す。

49 設計会社

本契約に定める設計業務を事業者から直接受託又は請け負う企業をいう。

50 設計業務

本契約に基づき、事業者が履行する本施設の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その内容は標準要求水準書第2章第3節の記載によるものとする。

51 設計図書等

設計業務の成果品のうち、本約款の別紙 5 に示す設計業務における提出書類によるものとする。

52 選定企業

本契約に定める設計会社、建設会社、工事監理会社、維持管理会社の総称をいう。

53 総括代理人

事業者が本約款第30条第2項に定める権限を行使させるために設置する者をいう。

54 その他の費用

市が事業者を支払うサービス購入料のうち事業者が負担する事業者の運営費用、公租公課、税引後利益等の合計に相当する対価をいう。

55 貸与資料

市が事業者に貸与する測量及び地質調査等の実施結果に関する報告書等の資料をいう。

56 貸与図面等

市が事業者に対し、維持管理業務の履行のために貸与する図面及び資料をいう。

57 地方消費税

地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。

58 着工日

施工計画書において、本工事に着手する日として定められた日をいう。

59 調査業務

本契約に基づき、事業者が履行する地盤調査その他必要となる一切の調査に関する業務をいう。

60 著作権等

著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。

- 61 特記要求水準書**
入札説明書等の資料一〇に示す「特記要求水準書」をいう。
- 62 特許権等**
特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 63 入札説明書等**
市が本事業の入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書をいう。
- 64 P F I 法**
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 65 引渡日**
事業工程表において、事業者が市に完成した本施設の引渡しを完了する日として定められた日をいい、市と事業者の協議により引渡日を変更した場合にあっては変更後の引渡日をいう。なお部分引渡日と最終引渡日の両方の総称として用いる。
- 66 非指定部分**
本施設のうち指定部分以外の部分をいい、その範囲は入札説明書等において今後明らかにする。
- 67 標準要求水準書**
入札説明書等の資料一〇に示す「富山市義務教育施設に係る設計・建設・維持管理事業標準要求水準書」をいう。
- 68 不可抗力**
本約款の別紙 4に定める定義による。
- 69 不可抗力による費用分担**
本事業の実施における不可抗力による損害を分担するための規定をいい、その詳細は本約款の別紙 4によるものとする。
- 70 部分引渡日**
事業工程表において、事業者が市に対し、本施設の指定部分にかかる引渡しを完了する日として定められた日をいい、市と事業者の協議により部分引渡日を変更した場合にあっては変更後の部分引渡日をいう。
- 71 閉庁日**
行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日をいう。
- 72 平面計画**
事業計画書のうち本施設の各階平面図における諸室の配置等を示す計画をいう。
- 73 本契約**
本約款及び本約款の鑑として添付する事業契約書に基づき、市と事業者との間で締結する事業契約をいう。
- 74 本工事**
本施設の建設工事をいう。
- 75 本事業**
事業契約書等及びP F I 法に基づいて実施する事業をいう。
- 76 本施設**
本契約に基づいて事業者が本契約の鑑に記載された事業場所に整備する建築物及びその附帯施設の総称をいう。

77 要求水準

市が本事業の実施にあたり、要求水準書に基づき履行を求める水準をいう。なお、事業計画書に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

78 要求水準書

本事業における各業務の実施において事業者が達成しなければならない市の要求する水準を示す書類をいい、その内容の詳細は入札説明書等の資料一〇に示す標準要求水準書及び資料一〇に示す特記要求水準書によるものとする。なお、入札手続において提出した事業計画書に基づいて本契約締結時までに要求水準書が変更された場合及び本契約に基づき要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。また、要求水準書に関する質問回答書は要求水準書の一部を構成するものとする。

79 要求性能確認計画書

事業者が要求水準書に従い、本事業の実施において事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法を示した計画書をいう。

別紙 3 事業者等が付す保険等（※入札までに提示する予定）

別紙 4 不可抗力による費用分担

本約款第 22 条に定める不可抗力による費用分担は以下のとおりとする。

1. 不可抗力の定義

不可抗力とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、市及び事業者のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

2. 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 工事期間（着工日から引渡日までの期間をいう。以下同じ。）及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う建設工事費等及び維持管理業務費（金利及び物価変動を含む。）
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 工事期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（違約金を含む。）
- ⑥ 工事期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。）

3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 工事期間中の損害分担

- ① 工事期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、施設費の 1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額については市が負担する。

- ② 上記①の追加費用及び損害額には、本工事の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
 - ③ 数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の1%の事業者負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。
 - ④ 事業者が不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。
- (2) 維持管理期間中の損害分担
- ① 維持管理期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、不可抗力の事由1件ごとに、不可抗力の事由の発生した年度における維持管理業務費の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを市が負担する。
 - ② 上記①の追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
 - ③ 事業者が、不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記①に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

別紙 5 設計業務における提出書類等

本約款第 36 条第 9 項に定める設計図書等は以下のとおりとする。

- ① 建設省告示第 1 2 0 6 号（昭和 5 4 年 7 月 1 0 日）別表第 2 による成果図書
- ② 透視図
- ③ 完成模型
- ④ 事業紹介ポスター

詳しくは、要求水準書添付資料一〇による。

別紙 6 建設業務における提出書類

本約款第 42 条第 8 項に定める提出書類等は以下のとおりとする。

- ① 市有財産台帳付属図面の調製に係る資料
- ② 完成図
完成図書（機器完成図）、試験成績表、取り扱い説明書（入居官署職員用）
- ③ 施工図
- ④ 施設の保全に係る資料
- ⑤ 完成写真
- ⑥ 工事記録映画
- ⑦ 事業記録

別紙 7 業績等の監視及び改善要求措置要領（※入札までに提示する予定）

別紙 8 サービス購入料の算定及び支払方法（※入札までに提示する予定）

別紙 9 出資者誓約書の様式

平成〇〇年〇〇月〇〇日

富山市長 殿

出資者誓約書

【〇〇〇〇〇】設計・建設・維持管理事業（以下本事業という。）に関して、市（以下甲という。）及び【〇〇〇〇〇】（以下事業者という。）との間において、本日付けで締結された【〇〇〇〇〇】設計・建設・維持管理事業に関する事業契約（以下本契約という。）に関して、出資者である【〇〇〇〇〇】、【〇〇〇〇〇】及び【〇〇〇〇〇】（以下当社らという。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、平成【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は【〇〇〇〇〇】株であり、うち【〇〇〇〇〇】株を【〇〇〇〇〇】が、【〇〇〇〇〇】株を【〇〇〇〇〇】が、及び【〇〇〇〇〇】株を【〇〇〇〇〇】が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、当社ら株主以外の議決権保有割合が株主中最大とはなっていないこと。
4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。
6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一

切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を得て行うこと。

住所
代表取締役 印

住所
代表取締役 印